

運営規程・重要事項説明書・契約書

医療法人 盈科会
認知症対応型共同生活介護事業
グループホーム 阿見

医療法人盈科会 グループホーム阿見運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人盈科会が、介護保険法による地域密着型サービス事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 要介護者・要支援者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(運営の方針)

- 第3条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- 2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 認知症対応型共同生活介護（予防）計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 4 共同生活住居における介護従業者は、地域密着型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 地域密着型サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者当の生命又は身体を保護するため緊急やむおえない場合を除き、身体的拘束当を行ってはならないものとする。
 - 6 前項の身体的拘束当を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむおえない理由を記録するものとする。
 - 7 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 自らその提供する地域密着型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人盈科会 グループホーム阿見
- (2) 所在地 茨城県稲敷郡阿見町若栗字山田2957番5

(従業者の職種、員数)

第5条 地域密着型サービス事業を実施するために、次の職員を置く。

1. 管理者 2名(2ユニット)
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
2. 計画作成担当者 2名(他職種との兼務可とする)
介護(予防)計画の作成にあたる。
3. 介護職員 8名以上(2ユニット)
利用者の介護、介助にあたる。

(地域密着型サービスの内容)

- 第6条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
 - 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者等が共同で行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供)

- 第7条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行う事が困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 - 3 常に利用者の家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

- 第8条 法定代理受領サービスに該当する地域密着型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該地域密着型サービス事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型サービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、地域密着型サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないものとする。
 - 3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - ・日常生活費 428円/日
 - ・光熱水費 525円/日
 - ・室料 1,325円/日
 - ・食費 1,355円/日
 - ・リネン代 115円/日
 - ・理美容代 都度実費
 - ・オムツ代 都度実費

*詳細は別紙料金表を参照
- 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとする。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第9条 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型サービスに係る利用料の支払いを受けた場合、提供した地域密着型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 正当な理由なく地域密着型サービスの提供を拒まないこととする。

(入退居)

第11条 要介護者であつて認知症の状態にあるもののうち、共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をするものとする。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 利用者の退居に際しては、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(受給資格等の確認)

第12条 地域密着型サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、地域密着型サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 地域密着型サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が

行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第14条 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

- 2 地域密着型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 地域密着型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 利用申込者又はその家族からの申し出があった場合には、規程による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法で提供することができる。この場合において、当該地域密着型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することによる文書を作成することができるものとする。
- 4 「電子情報処理組織」とは、地域密着型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文章又は電磁的方法による承諾を得る。
- 6 前項の規定による承諾を得たら、当該利用申込者又はその家族から文章又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規程する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではないとする。

(身元引受人)

第16条 利用が決定した者は、利用の際、成年者で独立の生計を営む者を身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し地域密着型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(管理者の責務)

第19条 地域密着型サービス事業所の従業者の管理及び地域密着型サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 管理者は、当該地域密着型サービス事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令をするものとする。

(管理者による管理)

第20条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保健施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならないとする。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではないとする。

(運営規程)

第21条 共同生活介護住居についての重要事項に関する規定を定めるとする。

(勤務体制の確保等)

第22条 利用者に対し、適切な地域密着型サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第23条 入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないとする。

(協力医療機関等)

第24条 入居者の病状の急変等に備えるため、下記の病院及び診療所を協力病院と定める。

- 2 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

* 協力医療機関	名 称	東京医科大学茨城医療センター
	所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1
* 協力歯科医療機関	名 称	のぎ歯科
	所在地	茨城県土浦市中村南1-1-16

(虐待の防止等)

第25条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止及び虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等の指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時等の対応)

第26条 介護従事者は、地域密着型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該地域密着型サービス事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第27条 利用者に対する地域密着型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する地域密着型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第28条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規程は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 地域密着型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(苦情処理)

第30条 提供した地域密着型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した地域密着型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 提供した地域密着型サービスに係る利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(衛生管理等)

- 第31条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(掲示)

- 第32条 地域密着型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

- 第33条 地域密着型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 当該地域密着型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

- 第34条 地域密着型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないとする。

(居宅介護支援業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(調査への協力等)

第36条 指定した地域密着型サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な地域密着型サービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第37条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業の運営に当たっては、提供した地域密着型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(会計の区分)

第38条 地域密着型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整理)

第39条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第40条 事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

第41条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人盈科会理事長と地域密着型サービス事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付 則

この規程は、平成16年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 7月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 2月21日より施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日より施行する。

医療法人盈科会 グループホーム阿見 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

＊地域密着型サービス事業所のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援2」と認定され、認知症と診断された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人盈科会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県稲敷郡阿見町若栗字山田2957番4 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 飯田 和男 |
| (4) 設立年月 | 平成5年1月18日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所
平成16年 4月30日指定
茨城県0873800767号 |
| (2) 事業の目的 | 要介護状態であって認知症の状態にある高齢者に対し適正な認知症対応型共同生活介護を提供する。 |
| (3) 事業所の名称 | グループホーム阿見 (2ユニット) |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県稲敷郡阿見町若栗字山田2957番5 |
| (5) 電話番号 | 029-889-2767 |
| (6) 管理者氏名 | ユニットA：曾根 孝平 ユニットB：羽鳥 妙子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 要介護者・要支援者であって認知症の状態にある方に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう援助を行う。 |
| (8) 開設（サービス開始） | 平成16年 5月 1日 |
| (9) 利用定員 | 18人（2ユニット） |
| (10) 居室等の概要 | 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。 |

	ユニットA	ユニットB
一人部屋	9	9
厨房・食堂	1	1
浴室	1	1
談話室	1	1
トイレ	2	2
事務室	1	1

3. 職員の配置及び勤務体制

職員配置			勤務体制		
職種	ユニットA	ユニットB	時間帯	ユニットA	ユニットB
管理者	1	1	早出 6:30～15:00	1	1
計画作成担当者	1	1	日勤 8:30～17:00	1	1
介護職員	6	6	遅出 11:00～19:30	1	1
看護師	1	※1	夜勤 16:30～9:00	1	1

※1 隣接する老人保健施設ケアセンター阿見兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して「認知症対応型共同生活介護」サービスを提供します。

<サービスの概要>

(1) 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・機能訓練を目的とし、共同で調理・盛りつけ・後かたづけをします。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(2) 入浴・排泄

- ・ご契約者の入浴又は清拭を行います。また、個々の状況にあった排泄介助も行います。

(3) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送られ、適切な整容が行われるよう援助します。

<介護保険の給付対象となるサービス>

介護保険制度では、要介護度及び介護保険負担割合によって施設サービス費が異なります。詳細はグループホーム阿見入居料金表をご参照下さい。

<介護保険の給付対象とならないサービス>

食費や室料、日常生活費、その他にも介護保険の給付対象ではないサービスがあります。詳細はグループホーム阿見入居料金表をご参照下さい。

<利用料金の支払い方法>

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日までに利用者代理人宛に請求書を送付させていただきますので、同月末日までに事業所に直接お支払い下さい。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

* 苦情受付窓口 (担当)

(職名) 管理者 曾根 孝平・羽鳥 妙子

* 受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前9時から午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

阿見町 高齢福祉課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1 029-888-1111 (143) 月～金 午前9時から午後5時
茨城県福祉部 長寿福祉課	所在地 電話番号 受付時間	茨城県水戸市笠原町978-6 029-301-3343 午前9時から午後5時
茨城県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	茨城県水戸市笠原町978-26 029-301-1565 午前9時から午後5時

* その他住所地の各市町村の苦情受け付け機関をご利用下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- *居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用願います。
- *故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず。施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は、原則禁止とする。

(3) サービス利用中の医療機関の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療ができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、治療入院を義務付けるものではありません。)

* 協力医療機関

医療機関の名称	東京医科大学茨城医療センター
医療機関所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1

* 協力歯科医療機関

医療機関の名称	のぎ歯科
医療機関所在地	茨城県土浦市中村南1-1-16

7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人氏名 _____ 印

*この重要事項説明書は、厚生労働省省令第37号（平成18年3月24日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者又は家族への重要事項説明のために作成したものです。

契 約 書

利用者_____（以下「甲」という）と事業者グループホーム阿見（以下「乙」という）は、認知症対応型共同生活介護サービス（以下「共同生活介護サービス」という）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

- 第1条 乙は、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護サービスを提供します。
- 2 乙は、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対し共同生活介護サービスを提供します。

（契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、上記の契約期間満了日前に、甲が要介護状態区分の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

- 第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容）、従業員の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 第4条 乙は、乙に属する計画作成担当者に、甲のための認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する業務を担当させます。
- 2 計画作成担当者は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。

- 3 乙は、次のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する共同生活介護サービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。
 - 一、甲の心身の状況の変化により、当該介護計画を変更する必要がある場合。
 - 二、甲が介護計画の変更を希望する場合。
- 4 乙は、介護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し、その同意を得るものとします。

(共同生活介護サービスの内容及びその提供)

- 第5条 乙は、介護計画に沿って、別紙重要事項説明書に記載した内容の共同生活介護サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための介護計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
 - 3 乙は、甲の共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(身体的拘束その他の行動制限)

- 第6条 乙は、乙又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他甲の行動を制限しません。

(協議義務)

- 第7条 甲は、乙が甲のために共同生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第8条 乙は、苦情対応の責任及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した共同生活介護サービスについて、甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、甲に対し不利益な取り扱いを致しません。

(緊急時の対応)

- 第9条 乙は、甲に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第10条 乙が提供する共同生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙グループホーム阿見入居料金表に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する共同生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、共同生活介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書、グループホーム阿見入居料金表を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(他の居宅サービスの利用)

第11条 甲のための認知症対応型共同生活介護サービスの提供に必要な居宅サービスで、乙により提供ができない場合に、甲が他の指定居宅サービス事業者からサービスを受けるときの費用は、乙が負担します。

(秘密保持)

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲、甲の家族又は身元引受人の情報を第三者に提供する場合は、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一、甲が正当な理由なく利用料のその他乙に支払うべき費用を3カ月以上滞納したとき。
- 二、甲が当該共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- 三、甲が入院治療が必要となるなど、乙が自ら介護サービスを提供することが困難となったとき。
- 四、甲が他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。

(契約の終了)

第15条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一、甲が要介護認定において非該当又は要支援1になったとき。
- 二、第2条1項及び2項により、契約期間日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三、甲が第13条により契約を解除したとき。
- 四、乙が第14条により契約を解除したとき。
- 五、甲が共同生活住居を離れて3ヶ月を経過したとき、または3ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- 六、甲が他の介護保険施設へ入所することとなったとき。
- 七、甲が死亡したとき。

(退去時の援助)

第16条 甲が当共同生活住居を退居するときは、乙は、退去後の甲の生活環境及び介護の継続性に配慮し、甲及び甲の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

(清算)

第17条 この契約が終了した場合に、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。

(事故は発生時の対応及び損害賠償)

第18条 乙は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、甲の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合においては、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第20条 甲は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ②弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、甲が本契約上、乙に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、甲と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ①甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ②入居利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は甲が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は乙、乙の職員若しくは他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、乙は、甲及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があったときは、乙は身元引受人に対し、乙に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(合意管轄)

第21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、水戸地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙各書名押印して1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

利用者(甲)

住所 _____

電話番号 (_____) - (_____) - (_____)

氏名 _____ 印

身元引受人・連帯保証人

住所 _____

電話番号 (_____) - (_____) - (_____)

氏名 _____ 印

利用者との関係 (_____)

事業者(乙)

住所 茨城県稲敷郡阿見町若栗2957-5

事業者名 医療法人盈科会

施設名 グループホーム阿見(事業所番号:0873800767)

代表者名 理事長 飯田 和男 印